

◆ **ただし書の確認を受けている土地とは（土壌汚染対策法第3条第1項）**

特定有害物質を使用する特定施設が廃止された場合、その施設があった工場等の土地所有者は、決められた期限内に土地の汚染状況の調査を行い、結果を市に報告しなければなりません。

ただし、土地の利用方法からみて、以下の3つのいずれかの要件に該当することが確実に認められる場合には、市の確認を受けて、調査の実施が猶予されます。これを「ただし書きの確認」といいます。

＜確認の要件＞ 土壌汚染対策法施行規則第16条第3項

1. 工場・事業場の敷地として利用される
2. 事業用建築物と事業場設置者の居住用建築物が同一又は近接しており、引き続き居住用敷地として利用される
3. 鉱山保安法に規定する鉱山もしくは付属施設の敷地、鉱山の敷地であった土地

◆ **（ご注意ください）**

ただし書の確認を受けている土地の土地所有者は、以下の届出や調査を行う必要があります。

（1）土地の利用方法を変更する場合の 届出・確認取消しによる調査（同条第5項、第6項）

土地の利用方法を変更する場合は、あらかじめ市に届出をしてください。

届出の審査の結果、変更後の土地利用状況が上の確認要件にどれにも該当しないと判断した場合、市は確認を取り消します。

この場合、取消通知を受け取ってから120日以内に、該当する土地の特定有害物質による汚染状況について調査し、その結果を神戸市長に報告しなければなりません。

お早めに市にご相談ください。

（2）*900平方メートル以上の土地の形質変更を行う場合の 届出・調査（同条第7項、第8項）

※土壌汚染対策法改正（平成31年4月1日施行）により追加された規定です。

掘削を含む900平方メートル以上の土地の形質変更を行う場合には、あらかじめ市に届出をしなければなりません。届出後は、掘削部分についての調査命令が市から出されます。

この命令から120日以内に、該当する土地の特定有害物質による汚染状況について調査し、その結果を神戸市長に報告しなければなりません。お早めに市へご相談ください。

なお、届出不要の軽微な掘削等であっても、あらかじめ市へご相談ください。ただし書の確認を受けた土地については、土壌汚染対策法に準じた管理が重要です。

（3）承継の届出（土壌汚染対策法施行規則第16条）

会社合併、売買、相続等で土地所有者が変更になった場合には、新しい所有者から「承継届」を提出してください。新しい土地所有者は、ただし書き確認手続きや将来的な調査義務を引き継ぐことになります。

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)

第三条 (第1項、第4項～第8項抜粋)

使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(第三項において単に「特定施設」という。))であって、同条第二項第一号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

- 4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。
- 7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
 - 一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
 - 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

土壤汚染対策法施行規則(平成一四年一二月二六日環境省令第二九号)

第十六条 (第3項～第5項抜粋)

- 3 都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。
 - 一 工場又は事業場(当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。
 - 二 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者(その者が法人である場合にあつては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。
 - 三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山(以下この号において「鉱山」という。)若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地(鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三十九条第一項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。)(第二十一条の四第二号及び第二十五条第四号において「鉱山関係の土地」という。)であること。
- 4 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割(当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。)があつたときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。
- 5 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を様式第四の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

(法第三条第一項ただし書の確認の取消しの通知)

- 第二十一条 都道府県知事は、法第三条第六項の規定により同条第一項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする